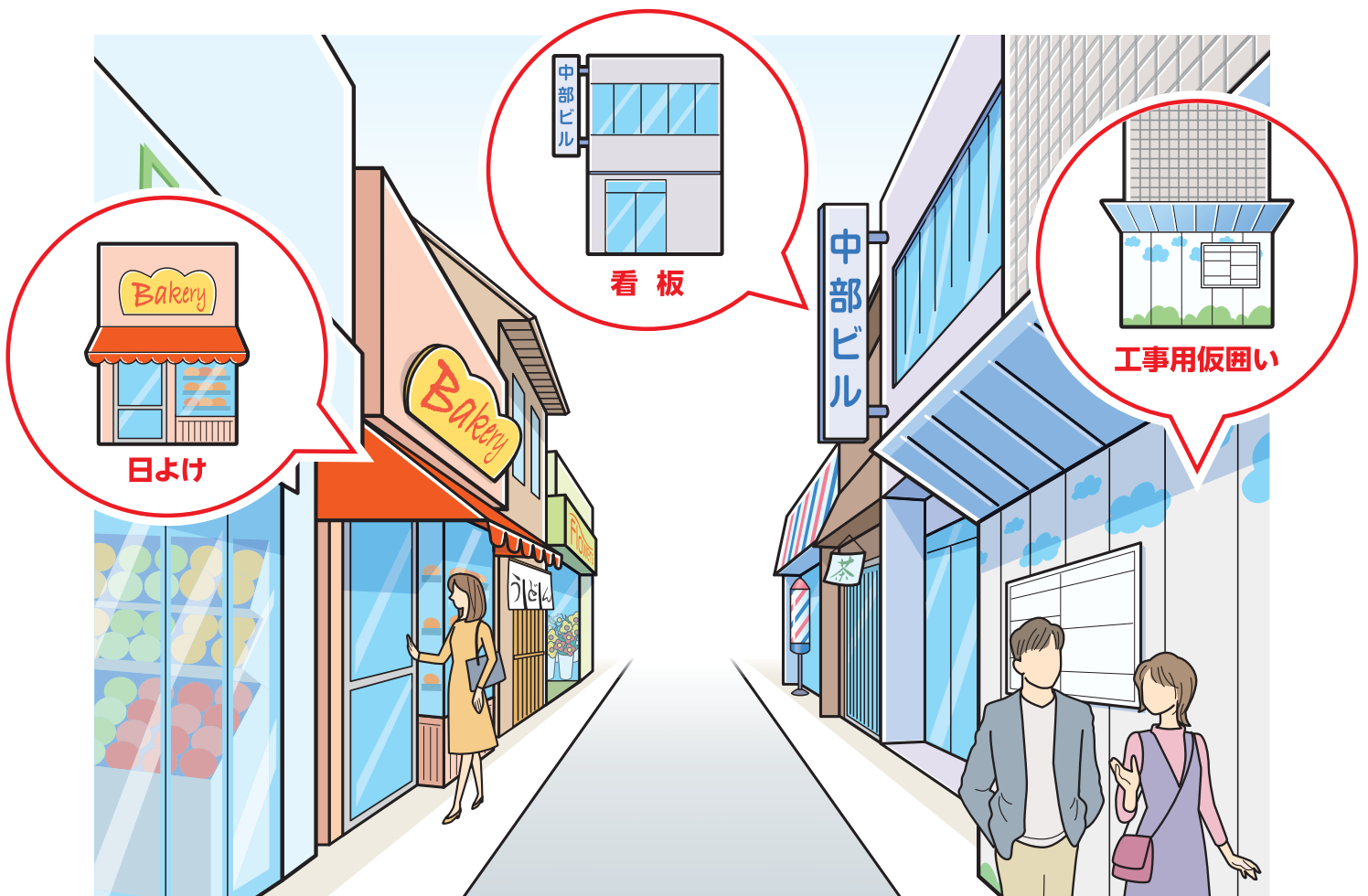


道路管理者からのお願いです

看板・日よけ・ 工事用仮囲いなど 設置には許可が必要です



**国道に個人の所有物を
置いてはいけません!**

無許可で設置すると、道路法第102条の規定により
罰せられることがあります。

× 立看板類



× はり紙、
はり札等



× 自動販売機



× 商品台

